

利府町こども計画

令和7年3月
利府町

基本理念

こどもと共にあゆむ 夢と希望があふれるまち

1 計画策定の趣旨

本町においては、令和2年3月に策定した「第2期利府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念に、家庭や地域、行政、教育・児童福祉関係機関等がそれぞれの役割を担い、連携し、こどもや子育て家庭を支援していきけるよう取り組んできました。

本計画では、第2期計画期間が令和7年3月で終了することから、こども・子育てを取り巻く社会情勢や、「こども基本法」の施行に伴い国が策定した「こども大綱」を勘案し、「利府町こども計画」を策定しました。次代を担う全てのこども・若者が、心身ともに健やかに成長するとともに、保護者が安心してこどもを産み育てることができ、「子育てにやさしいまち」そして「住み続けたいまち」となるよう、これまで以上に総合的かつ一体的な支援の充実を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定するものであり、利府町のまちづくりの総合的指針である「利府町総合計画」を上位計画とし、第2期計画の理念を継承したうえで、関係法令との整合性や他の計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利の尊重と、自分らしい育ちの支援

町の「子ども憲章」の具現化を図るとともに、こども・若者が自らの権利について学び、理解を深めるための情報提供や啓発などの取り組みを推進し、広く社会に対しても、こども・若者が権利の主体であることの情報発信を推進します。

【施策の方向性】

- ① こども・若者の権利に関する理解促進
- ② 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ③ こども・若者の自殺対策の推進



基本目標2 こどもの良質な教育・保育環境の整備

必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めるとともに、教育・保育の質の向上を図り、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。また、すべてのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

【施策の方向性】

- ① 幼児期における教育・保育環境の充実
- ② 安心して学べる学校教育の充実
- ③ こどもの居場所づくりの推進
- ④ こころと体の健康づくりの推進



基本目標3 地域全体で子育てしやすい環境づくりの推進

子育てに関する多様なニーズに対応した支援を推進し、若者が結婚を希望する機会・場の周知に努めます。また、防犯・交通安全対策など、こども・若者の安全を守る環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 子育て支援のネットワークづくりの推進
- ③ 次代の親の育成
- ④ 地域におけるこどもの健全育成
- ⑤ こども・若者や子育て家庭の安心・安全な環境の確保



基本目標4 こども・若者や子育て家庭への支援

妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組めます。また、障がいの有無や家庭環境に左右されることのないよう、関係機関等が連携し、こども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ① 子育て家庭への経済支援の充実
- ② こども・若者と保護者の健康の確保
- ③ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ④ 障がい児者・医療的ケア児者への支援



基本目標5 仕事と子育ての両立支援と就労支援

子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。また、若者や子育て中の親への就労支援の推進に努めます。

【施策の方向性】

- ① 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ② 仕事と調和のとれた生活の実現



基本目標6 こども・若者の貧困対策の推進

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者等が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期から青年期までの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めるとともに、こども達が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困対策を総合的に推進します。

【施策の方向性】

- ① こどもの学習支援等の充実
- ② こども・若者に届く経済支援の充実
- ③ 生活支援の充実



5 量の見込みと提供体制の確保

教育・保育事業

教育・保育の量の見込みについては、ニーズ調査の結果や現在の教育・保育施設の入所児童数をもとに、令和2年度から令和6年度までのそれぞれの全体に占める割合の変動率の平均値により、1号から3号認定の児童数を予測して設定しました。

確保の方策については、町内幼稚園、認可保育所及び認可外保育施設の定員数としており、今後は、既存保育所の定員の見直しや、近年新設された認定こども園の定員の充足傾向などを見込み、設定しています。

【教育・保育給付認定区分の内容】

認定区分		利用できる教育・保育の場
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定（下記参照）のこども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育等

設定区分			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	3～5歳児 学校教育のみ	量の見込み	人	431	417	409	410	404
		確保数	人	591	591	591	591	597
2号	3～5歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	555	579	609	651	681
		確保数	人	595	606	608	608	617
3号	0歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	79	79	80	82	83
		確保数	人	103	103	103	103	103
	1歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	137	151	152	154	155
		確保数	人	185	185	186	186	186
	2歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	191	167	188	188	188
		確保数	人	218	218	218	218	218

地域子ども・子育て支援事業

【表の見方】上段：量の見込み 下段：確保の内容

事業名		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と相談・助言等を行う事業	基本型	か所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		人/月	1,024	1,024	1,054	1,069	1,075
妊婦、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行ったりすることを目的とした事業		か所	6	6	6	6	6
妊婦健康診査事業		人	228	226	229	235	237
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業		回	14	14	14	14	14
		実施場所：指定医療機関					
乳児家庭全戸訪問事業		人	235	235	235	235	235
原則として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することで、育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消や、こどもの発育確認等を行う事業		実施体制：助産師（委託） 3人					

事業名		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保護者が安心して 出産、子育てができるよう、養育に関する指導や助言等を行う事業		人	15	15	15	15	15
			実施体制：保健師4人 助産師（委託）3人				
子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、 児童養護施設等で短期間、こどもを預かり、必要な支援を行う事業		人日	10	10	10	10	10
			10	10	10	10	10
ファミリー・サポート・センター事業 子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受ける ことを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者 （援助会員）との相互援助活動を行う事業		人／年	275	275	275	275	275
			275	275	275	275	275
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難とな った乳幼児について、主として昼間に、認定こども 園、幼稚園、保育所において、一時的に預かる事業	幼稚園在園児 を対象	人／年	29,375	28,458	27,914	27,982	27,541
			29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
	上記以外	人／年	719	701	709	714	710
			730	730	730	730	730
延長保育事業（時間外保育事業） 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以 外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業		人	148	145	146	148	147
			160	160	160	160	160
病児保育事業 体調不良児について、病院・保育所等に付設された専用スペース 等において、看護師等が一時的に保育する事業		人／年	42	42	42	42	42
			42	42	42	42	42
放課後児童健全育成事業 就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成 を図るための事業		人	771	801	801	805	805
			865	865	865	865	865
子育て世帯訪問支援事業 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、 ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問、家事・子育て 等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目 的とした事業		人日 ／年	28	28	28	28	28
			28	28	28	28	28
児童育成支援拠点事業 養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安 心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学 習のサポート、相談支援等を行うことを目的とした事業		人	29	29	29	29	28
			29	29	29	29	28
親子関係形成支援事業 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に個別の ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施 する等、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業		人	70	70	70	70	70
			70	70	70	70	70
産後ケア事業 出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等 を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行うことを目 的とした事業		人	261	261	262	269	271
			261	261	262	269	271
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠 の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな 通園給付制度		人	-	13	13	13	13
			-	13	13	13	13
妊婦等包括相談支援事業 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、必要な情報提供や相談に応じ るとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる事業		回	750	750	750	750	750
			750	750	750	750	750
実費徴収に係る補足給付を行う事業 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購 入に要する費用または行事への参加に要する費用等に対する助成を行う事業							
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保 育施設等の設置又は運営を促進するための事業							

利府町こども計画（概要版） 令和7年3月

利府町 保健福祉部 子ども支援課 子ども企画係
〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地
TEL 022-767-2193 FAX 022-767-2102
MAIL kodomo-kikaku@rifu-cho.com